住宅耐震診断・耐震改修工事補助制度

地震による住宅の倒壊などの災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、

住宅の耐震診断・改修工事に要する費用の一部を補助します。

制度対象区域

・町内全域

補助対象者

・住宅の所有者または居住者

・町税等の滞納のない方

補助対象住宅

・昭和56年5月31日以前に建築され、工事着手した一戸建住宅

＊補助要件

診断：「木造住宅の耐震診断と補強方法」に則して建築士が診断を行った住宅

改修：耐震改修工事前の耐震診断の評点が1.0未満と診断された住宅

補助金の額

・耐震診断＊限度額9万円(診断に要する費用の4分の3)

・耐震改修＊定額：150万円